平成 31 年 2 月 28 日

平成31年第１回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目　　次

＜防災部＞

Ⅰ　神奈川県震災復興対策マニュアルの修正..... 1
Ⅱ　改正災害救助法に関する県の対応 14
Ⅲ　平成 30 年度の主な防災訓練の実施状況..... 16
Ⅳ　指定地方公共機関の指定及び防災協定の締結等..... 18
Ⅴ　被災地への任期付職員の派遣 19
Ⅵ　大規模イベント等を見据えた危機管理の取組..... 20
Ⅶ　神奈川県消防広域化推進計画の改定..... 22

＜くらし安全部＞

Ⅷ　第３期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の策定..... 23

参考資料１　神奈川県震災復興対策マニュアル修正案
参考資料２　神奈川県消防広域化推進計画改定案
参考資料３　第３期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画案

Ⅰ　神奈川県震災復興対策マニュアルの修正

復興の手順・手法等を定めた「神奈川県震災復興対策マニュアル」を、東日本大震災の教訓や復興に関する新たな制度等を反映し、修正する。

1　修正の概要

(1)　東日本大震災の教訓等の反映

ア　復興体制等

○　県全体として職員数が不足する場合は、国や他の自治体へ職員の派遣要請を行うこと、また、市町村への人的支援として、県職員派遣のほか、県外自治体へ応援要請を行うことを追加

○　市町村が住宅等の被害認定調査や罹災証明書交付の体制を確立すること、また、県職員による支援を行うことを追加

イ　復興財源

○　東日本大震災等で設けられた特例措置について、国への要望を行うことを追加

ウ　復興対策

○　応急住宅供給対策として、民間賃貸住宅を県が借り上げ、被災者に提供することや、応急仮設住宅の長期化対策を追加

○　県内で災害廃棄物の処理が困難な場合は、県域を越えた支援体制を整備することや、避難所等で発生する廃棄物対策を追加

エ　被災地・被災者支援の経験

○　被災自治体の復興への取組や、東日本大震災の復興対策に従事した本県派遣職員の意見、提案等を追加

(2)　復興に関する新たな制度等の反映

ア　大規模災害からの復興に関する法律の反映

○　国が復興基本方針を定めた場合は、同方針に即して、復興の基本方針を作成することを追加

○　被災市町村は、県の復興の基本方針に即して、単独又は県と共同で、復興計画を策定できることを追加

○　被災市町村からの要請に基づき、災害復旧事業等の工事を、国または都道府県が代行できることを追加

イ　国の「復旧・復興ハンドブック」の内容の反映

○　復興計画の意義、位置づけや、復興計画策定体制を追加

○　復興に関する調査に法制度の適用に関する調査を追加

２　修正案

参考資料１　「神奈川県震災復興対策マニュアル修正案」のとおり。

３　スケジュール

平成31年３月　マニュアル修正

参　考

神奈川県震災復興対策マニュアルの概要

県では、阪神・淡路大震災の教訓を基に、都市部における大震災の影響の大きさ、復興対策の重要性を改めて認識し、平成 12 年に地域防災計画に復興対策を位置づけるとともに、有識者、市町村の意見も参考に、全庁的な検討を経て、平成 17 年に神奈川県震災復興対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成しました。

平成 23 年に発生した東日本大震災の被災地では、特別法の制定に基づく復興交付金や各種特例措置を基に、いまなお懸命な復興が続けられています。

また、平成 25 年には、復興対策の基本を定めた恒久法として、大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）が定められたほか、国により自治体の復興対策のためのハンドブックも整理されました。

本県でも、被災地に多くの任期付職員を派遣し、また、被災地からの多くの避難者を受け入れるなど、全国でも類のない被災地・被災者支援に取り組んできました。

そこで、今般、東日本大震災の教訓や復興法の制定、国のハンドブックなどの動向、本県の被災地・被災者支援の経験などを基に、マニュアルの修正を行います。

概要版では、修正後のマニュアルで県が行う対策のポイントをお示しします。

〈マニュアルについて〉

1　マニュアルの目的

県が地震災害から迅速な復旧・復興を図るため、地域防災計画に基づき、復旧・復興を進める体制や対策、必要な手順等を定めたものです。

具体的な復興対策は、実際の震災の様相に左右されるため、事前に詳細な復興の計画を定めておくことはできませんが、震災直後の混乱の中でも、適切に復興対策を行えるよう、現行制度や過去の災害の事例などを参考に、具体的な対策を例示しています。

2　マニュアルの構成

マニュアルは、次の表のとおり全編５編構成となっています。

震災復興対策マニュアル	序　編　震災復興対策マニュアルの趣旨	目的、前提条件
	第１編　震災復興体制等	震災復興本部等
	第２編　復興に関する調査	各分野の被災状況調査
	第３編　震災復興対策	復興計画、復興財源、市街地復興、都市基盤施設等の復興、生活再建支援、地域経済復興支援
	第４編　東日本大震災の教訓等	

Ⅰ　震災復興体制等

１　震災復興本部の設置

○　復興に関わる措置を総合的に実施し、速やかな復興を図るため、知事を本部長とする震災復興本部を設置し、県を挙げて復興に取り組みます。

○　震災復興本部の事務局として、復興推進局を設置し、本部を構成する各局との連絡調整、復興の基本方針案や復興計画案の検討、作成などを行います。

○　復興計画について、専門家、関係機関、県民等の意見を反映するため、「震災復興専門委員会(仮称)」を設置します。

○　市町村の復興対策や復興計画等との整合を図るため、必要に応じて「連絡協議会」を設置します。

【神奈川県震災復興本部及び関連組織の概要】

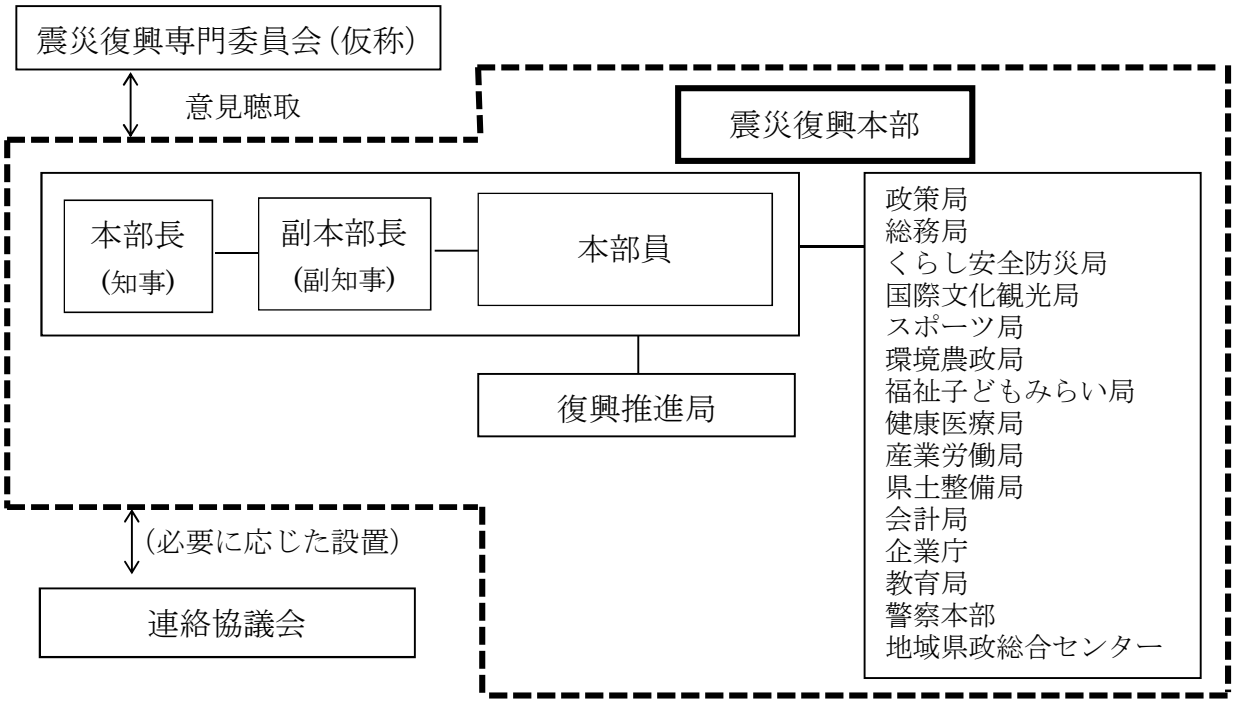

２　災害対策本部との関係

○　大規模災害が発生すると、県は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施します。震災復興本部は、災害発生後、概ね１週間後に立ち上げ、長期的な観点から、段階的に復興に取り組みます。２つの体制は並行するため、広報や広聴、被災者支援、応急住宅対策など、共通する対策は、本部間で連携して実施します。

○　時間の経過とともに災害対策本部から震災復興本部に比重を移していきます。

【災害対策本部と震災復興本部の業務比重イメージ】

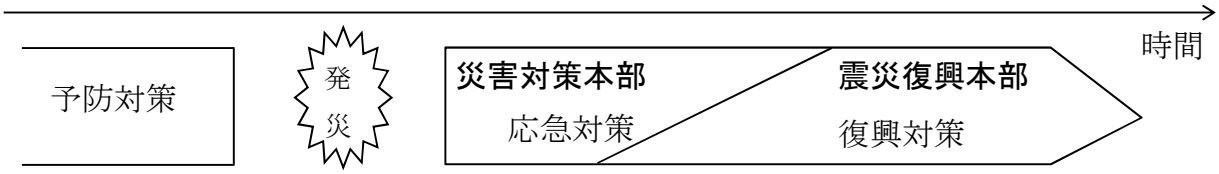

３　市町村との連携

○　市町村は、住民に身近な立場から、復興計画を策定し、復興対策を実施します。

○　県は、市町村間の調整や支援、広域的な対策の実施、国との調整などに重点を置きます。

４　人的資源の確保

○　復興期には、通常の業務に加え、膨大な復興業務を長期間にわたって実施することになるため、人員が不足する部門への再配置や、臨時職員や任期付職員の雇用、国や他の自治体からの応援などで人員を確保します。

○　市町村への人的支援も県の役割であり、市町村の要請を受け、県職員の派遣のほか、任期付職員の派遣、総務省の被災市区町村応援職員確保システムによる支援につなげます。

○　任期付職員を受け入れるにあたっては、民間出身者も多いため、派遣職員用のわかりやすい業務マニュアルや研修、さらに生活支援やメンタルも含めた健康維持などに留意します。

○　法律的な問題など、行政職員では対応困難な問題については、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会等との協定に基づき、専門家の支援を要請します。

５　情報提供と県民相談の実施

○　被災者や地域の住民の不安を少しでも解消し、安心して生活再建に取り組んでもらうためには、適時、適切で正しい情報の提供が必要です。

○　広報の一元的な体制を確保し、情報を整理して、インターネットや各種広報紙、マスメディアなどを通じて発信します。

○　県外への避難者や要配慮者へのきめ細かな情報提供に留意します。

○　被災者は様々な不安や問題を抱えているため、臨時相談窓口や電話相談窓口などを設置し、被災者の相談へのきめ細かな対応に努めます。

Ⅱ　復興に関する調査

１　被害状況調査

○　災害情報管理システムなどを通じて、市町村の被害状況を把握します。

○　県は市町村と連携して、応急・復旧対策の基礎資料となる建築物や、道路、河川、ライフラインなどの都市基盤施設の被害状況を調査するほか、災害廃棄物の発生量を把握します。

２　法制度の適用に関する調査

○　公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設などの被害状況を調査し、財政的な援助につなげます。

３　復興に関する調査

○　市町村と連携し、家屋の被災状況を把握し、市町村の速やかな家屋被害認定、罹災証明書の発行につなげます。

○　家屋被害認定調査、公営住宅の被災状況などから、応急仮設住宅の必要戸数、地域などを把握します。また、被災者の住宅再建の意向も調査します。

○　雇用対策として、被災離職者の調査を行い、特性等を把握します。

○　業種別・規模別被害、工場や商店、農地・農林水産施設等の被害を調査します。

○　産業基盤施設の被害、事業者の物的被害、事業停止期間、取引状況などを調査し、地域経済への影響を把握します。

４　復興の進捗状況のモニタリング

○　復興は長期にわたるため、被災者の生活再建の状況や将来の意向などを、復興の状況に応じて調査し、必要に応じて対策や事業を修正します。

Ⅲ　震災復興対策

１　復興計画の策定

○　復興に関わる様々な事業を調整し、計画的に行うために、県は復興計画を策定します。策定は、① 復興の基本方針の策定、② 分野別の復興計画の策定、③ 復興計画の策定のステップで行います。

○　復興計画の策定にあたっては、復興推進局と総合計画を所管する局を中心にプロジェクトチームなどを設置し、震災復興専門委員会（仮称）を通じて専門家の意見を反映するとともに、連絡協議会を通じて、市町村の復興計画との調整を行います。

（１）復興の基本方針の策定

○　復興の基本方針では、復興理念(スローガン)、復興の基本目標を設定します。

　復興理念は、被災住民の復興への意欲を持ち、共感が持てるものとします。基本目標は、市街地の復興と生活の再建、都市基盤の復興、地域経済の復興を基本に、生活再建を第一の目標として掲げます。

（２）分野別復興計画の策定

○　都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、被災地の再建に関わる分野毎に、整合性を取りながら、分野別復興計画を策定します。

（３）復興計画の策定

○　復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、発災から６か月後を目途に、復興計画を策定、公表します。

○　策定にあたっては、県の総合計画との整合のほか、次の点に留意します。

・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上）

・復興施策の優先順位の明確化

・市町村や関係機関、県民等の意見の反映、県外への避難者の意見把握

復興計画項目例
○復興の基本理念
○復興の基本目標
○復興の方向性
○復興計画の目標年
○復興計画の対象地域
○分野別の復興施策の体系
○復興施策・事業の推進方策
○復興施策・事業の優先順位

２　復興財源の確保

（１）財政方針の策定

○　予算措置、財源対策、国への要望の基礎となる財政需要見込額を算定します。

○　専決処分を行う事業の基準、当該年度の補正予算編成の考え方、次年度の予算編成の考え方を含めて検討し、予算編成方針を定めます。

（２）財源確保対策等

○　自主財源の確保のほか、阪神・淡路大震災の際の災害復旧事業債と同様の措置を国に働きかけ、県債による財源の確保に努めます。

○　東日本大震災では、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金が被災地の復興の主要財源になっています。復旧・復興の財政需要に対応するため、激甚災害の指定や東日本大震災で設けられた特例措置について国へ要望します。

○　被災者の生活の安定やコミュニティの再生など、きめ細かく対応できる制度として震災復興基金の創設を検討します。

３　市街地復興対策

（１）都市復興基本方針の策定

○　県は、発災後２週間を目途に、広域的な視点から復興に向けた都市づくりの目標などを示す都市復興基本方針を定め、被災者等に周知します。

（２）復興整備条例の検討

○　市町村は、都市計画区域内の無秩序な復興を防止するため、建築基準法等に基づく建築制限の適用の必要性を検討します。

○　都市計画区域以外も含め、市町村全体で秩序ある復興を進める必要があると考えられる場合等は、市町村が復興整備条例の制定を検討します。また、県と市町村が連携し、条例で指定する復興対象地区の地区区分を検討します。

（３）復興地区区分の設定と整備手法

○　復興対象地区の地区区分は、被災が面的に広がっている等の地区を「重点復興地区」、被災が散在している等の地区を「復興促進・誘導地区」とします。

○　市町村と県は、復興対象地区ごとに整備手法を検討します。

（４）建築制限の実施

○　県と市町村は、被災が激しい地区を対象に、計画的な市街地整備を推進するた

め、建築制限等を実施します。

（５）都市復興基本計画の策定

○　復興計画の分野別計画として、都市復興基本方針を踏まえ、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針などを、都市復興基本計画として、発災後６か月を目途に策定、公表します。

（６）住宅対策

ア　応急住宅の供給対策

○　県は市町村と連携して、応急仮設住宅を建設し、提供します。

○　県は市町村と連携して、公営住宅などを一時提供住宅として提供します。

○　県が民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供します。

イ　応急仮設住宅の長期化、解消への措置

○　応急仮設住宅の提供期間は２年間が原則ですが、特定非常災害の被災者の権利擁護の保全を図るための特別措置法により、提供期間の延長が可能となっています。住宅の復興状況や被災者の生活再建の状況などを踏まえ、応急仮設住宅の供与期間の延長の検討、国との協議を行います。

○　関係機関が行う被災者支援策をとりまとめ、総合相談窓口や訪問相談などを通じて情報提供を行うなど、きめ細かな被災者支援を行います。県外自治体と連携し、県外避難者への支援にも努めます。

ウ　被災住宅の応急修理対策

○　県は市町村と連携して、震災によって被災した住宅の応急修理を実施します。

エ　持家の再建支援等

○　被災者生活再建支援制度の活用や、金融機関への融資要請などで持家の自力再建を支援します。また、住宅相談窓口を設置し、相談や広報に努めます。

○　マンションの建て替えや修繕を支援するため、アドバイザー派遣による合意形成支援などを行います。

オ　災害公営住宅の整備

○　県及び市町村は、自力での住宅の取得・再建等が困難な方に、災害公営住宅を整備します。

○　災害公営住宅の整備にあたっては、被災者の住宅再建意向調査により、被災者のニーズの変化に留意します。

４　都市基盤施設等の復興対策

（１）道路・交通基盤の復興

○　緊急性や地域特性、関係者の意向等を基に、道路に関する復旧・復興方針を作成します。

○　① 原状復旧に近い復旧・復興、② 道路計画の実行による復興、③ 新たな整備計画の作成を伴う復興、の観点から復旧・復興方針を作成し、整備に取り組みます。

（２）公園・緑地の復興

○　被災後の公園・緑地の復旧・復興を進めるため、公園・緑地に関する復旧・復興方針を作成します。

○　① 既存の公園・緑地の施設内容の拡充、② 既存計画の前倒し実行による復興、③ 新たな整備計画の作成を伴う復興、の観点から復旧・復興方針を作成し、整備に取り組みます。

（３）港湾・漁港の復興

○　県は各港湾管理者と協力して、港湾の被災状況を把握し、代替港湾の確保、迅速な原状復旧、中長期的な改良を伴う復興などを検討し、港湾施設の復興支援を行います。

○　県と市町は、漁港の被災状況を把握し、代替漁港の確保、迅速な原状復旧、漁港漁場整備長期計画の前倒し実施などを検討し、漁港施設の復興を行います。

（４）ライフライン施設の復興

○　被害状況や緊急性を考慮し、民間事業者と調整し、早期復旧・復興をめざすとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

（５）河川、砂防施設等の復旧・復興

○　被災状況や緊急性を考慮し、早期復旧・復興をめざすとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

（６）災害廃棄物等対策

○　県は、市町村が適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、情報提供や技術的な支援を行います。

○　市町村だけでは処理が困難な場合は、他の市町村との広域的な支援体制を整備します。また、甚大な被害を受けた市町村が自ら処理を行うことが困難な場合は、事務の委託を受け、県が直接業務を実施します。

○　また、がれき等が多く発生することから、民間事業者団体との連携体制を整備します。

○　県内の処理施設だけでは対応が困難な場合は、国や他都道府県と連携し、県域を越えた支援体制を整備します。

５　生活再建支援対策

（１）被災者の経済的再建支援

○　県は市町村と連携して、被災者生活再建支援金の支給を行います。

○　市町村は、災害援護資金、県社会福祉協議会は生活福祉資金の貸付を行います。また、災害により死亡した住民の遺族に災害弔慰金、災害で著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金を支給します。

○　県は、義援金の受入口座を開設し、広報します。また、市町村や日本赤十字社神奈川県支部、県共同募金会などと義援金の募集・配分に関する委員会を設置し、配分計画を定め、市町村に配分します。

○　県は市町村と連携して、生活保護制度の周知、相談・支援体制の整備に努め、

要保護者への相談・支援を行います。また。要保護者の発見・把握に努め、必要な保護を行います。

○　被災者の生活再建支援のため､地方税の減免などの納税緩和措置を検討します。

（２）雇用対策

○　国機関と連携し、雇用状況の把握に努めます。

○　事業者に対する雇用維持の要請、各種助成金制度の活用促進のほか、労働保険料の徴収延期を国へ要請します。

（３）離職者の再就職等の支援

○　国や関係団体と連携した雇用相談の臨時窓口の設置、求人情報の収集と提供、職業訓練機会の提供、各種助成金等の利用促進などを行います。また、新たな支援制度の検討を行います。

（４）精神的支援

○　精神的に不安定になっている被災者に対して、保健師、精神保健福祉士等が電話等による相談を実施します。また、被災者のこころのケアに長期的に対応等するため、被災者の精神保健活動を支援するための拠点を設置します。

○　災害時に大きな影響を受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置、電話相談の開設、スクールカウンセラー等による学校巡回相談などを実施します。

（５）要配慮者等対策

○　県は市町村と連携して、要配慮者の被災状況や社会福祉施設・サービス事業所の被害状況の把握、市町村単独での対応が困難な福祉相談窓口の設置、避難所巡回福祉サービスへの協力などの支援体制を整備します。また、要配慮者が、介護保険サービスや障害福祉サービスなど必要な支援が受けられるよう体制を整備します。

○　外国人被災者への支援として、仮設住宅、各種交付金の手続きなどの生活情報を多言語で、またはやさしい日本語で発信します。また、市町村と連携し、外国人相談窓口の設置や、相談・通訳・翻訳協力者の派遣や紹介などを行います。

（６）医療機関・機能の復興対策

○　民間医療機関の再建にかかる補助や融資等の検討を行うほか、市町村が設置する仮設診療所への支援を行い、地域医療体制の再整備を促進します。

（７）社会福祉施設等・機能の復興対策

○　県は市町村と連携して、社会福祉施設等の再開状況や新たな福祉需要の把握、また、入所施設及び在宅福祉サービスが適切に供給できる体制の確保に努めます。

○　社会福祉施設等の再建への財政的な支援を国に要請します。

（８）生活環境の確保

○　感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、被災した水道施設の応急復旧を支援します。

○　避難所、配給所等における食品衛生の指導等を行います。

○　公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供します。

（９）教育の再建

○　学校施設等の被災状況を把握し、再建の難易度等を勘案し、学校の再建復興計画を作成します。また、私立学校についても再建支援の検討を行います。

○　学校施設の被災状況、避難所等への利用状況などを勘案し、公立学校の相互利用や仮校舎の設置、公共施設の利用により、授業実施の場を確保するとともに、授業再開の実施方法を検討し、応急教育計画を作成し、授業を再開します。また、私立学校の授業再開に向けた支援を検討します。

○　被災した児童・生徒等に、早期に公的な支援を行い、応急教育への参加を促します。また、転校手続き等の弾力的な運用を行います。

(10) 文化・社会教育施設等の再建

○　文化・社会教育施設の再建、博物館、美術館の収蔵品の仮保管場所の確保や修復計画の策定、文化財の復旧支援などを行います。

(11) ボランティアの活動支援

○　市町村や社会福祉協議会、民間企業などと連携し、個別ケアなどに取り組むボランティアやＮＰＯが円滑に活動できるよう、情報提供などの支援を行います。

６　地域経済復興支援対策

（１）地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

○　被災した事業者等が速やかに事業の継続・再開ができるよう、市町村や産業界と連携して、県内産業が進むべき方向を中長期的な視点から示した産業復興方針を定めます。

○　不安を抱える事業者が、安心して復興を図れるよう、商工会議所など各種関係団体との連携や経営の専門家の活用などにより、相談・指導体制を整備します。

○　販路拡大や消費者の誘致を目的とした商談会の開催や、イベント等を活用した観光や地場産業のＰＲを行います。

○　事業者の新分野進出、事業転換等の動きを積極的に支援するなど、産業活性化策に取り組みます。

（２）金融、税制面での支援

○　国等の関係機関に、償還条件の緩和など特例措置を要請するほか、金融機関に対して、貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長などの特別な取り扱いを要請します。また、既存融資制度等を周知し活用を促進します。

○　中小企業の資金調達に対応するため、必要に応じて金融機関に資金を預託するほか、信用保証協会の基本財産の造成支援を検討します。

○　被害状況、資金需要を把握し、事業者や関係団体等の意見を踏まえ、新たな融資制度の創設を検討します。また、国や県等の各種融資制度の周知を図ります。

○　被災事業者に対する税の減免など、納税緩和措置を検討します。

（３）事業の場の確保

○　市町村や業界団体と連携し、暫定的な仮設賃貸店舗の提供を検討します。また自ら共同仮設工場・店舗を建設する事業組合等に対して、相談・指導を行います。

○　自ら工場・店舗等を再建する事業主・組合等に対して、相談・指導や資金に関する支援を検討します。
○　賃貸可能な民間の工場・店舗の物件情報を収集、リスト化し、相談窓口やホームページなどで提供します。
○　事業所等の被害状況調査結果や業界団体等の意見を踏まえ、受注が減少している業種を中心に、発注の開拓を行います。
○　物流ルートの情報提供や、港湾機能の確保のほか、水上輸送ルートの確保を検討します。
○　被害状況調査や業界団体等の意見などを踏まえ、新たな支援制度を検討します。

（４）農林水産事業者に対する支援

○　国の助成制度を活用し、農林水産業施設の災害復旧事業等を行います。
○　速やかに生産が再開できるよう、農林水産業団体等を通じて、各種融資制度を周知し活用を促進します。
○　被害状況調査や業界団体等の意見などを踏まえ、新たな融資制度を検討します。
○　緊急輸送ルートなど物流ルートに関する情報提供に努めます。

Ⅳ　東日本大震災の教訓等

東日本大震災の被災地へのヒアリング調査や本県から派遣した任期付職員の意見などを基に、今後の復興対策における課題等を整理しました。

１　復興の推進体制

○　東日本大震災の被災県の復興推進体制は、知事をトップとする本部体制を敷くことは共通していますが、事務局の体制は、司令塔となる専担組織を置くところと、通常の体制を基本に対応しているところに分かれています。本県も専担組織（復興推進局）の設置を念頭に、被災の状況に応じて体制を検討していきます。

２　復興計画

○　被災県では、「まちづくり」は市町村の役割としたうえで、まちづくりのイメージやパターンを示すなどにより、市町村の自主的な計画づくりを支援しています。
○　県域全体として整合の取れた復興のためには、県が、市町村の復興の指針となる復興方針や復興計画を示すことが重要です。

３　復興推進の枠組み

○　東日本大震災では、特別法により、様々な特例措置や財政措置が講じられています。こうした措置を活用するためには、市町村と連携して取り組んでいく必要があります。
○　県全域が被災するようなケースでは、効率的、効果的に事務を進めるため、県が主体的に取り組むことが重要です。

４　市町村支援

○　被災自治体や本県からの派遣職員からは、被災した市町村に対する人的支援の必要性が指摘されています。

○　本県は、東日本大震災の被災地に数多くの任期付職員を派遣しており、その経験を活かし、本県が被災した場合の応援・派遣職員の受入や市町村への人的支援体制が不可欠です。

５　被災者支援

○　東日本大震災では、全国各地に広域避難が行われ、被災県では、県外も含めた避難者支援に取り組んでいます。

○　本県は、東日本大震災の発災後から多くの避難者を受け入れ、「東日本大震災等支援・情報ステーション」や「かながわ避難者見守り隊」による支援など、独自のきめ細かな支援を行っておりますので、こうした経験を活かしていきます。

６　復興のための財源の確保

○　東日本大震災では、特別法に基づく交付金が復興の主要な財源に充てられています。一方、こうした財政措置には一定の期間が必要であり、被災自治体からは「財源が見込めない中では、復興計画が作れず、対策が講じられない」といった意見もあります。

○　復興法では財政措置は別に法律で定めるとしており、被災後、速やかに被災状況を調査し、財政措置を積極的に働きかけていきます。

＜参考＞

【東日本大震災等　支援・情報ステーション】

東日本大震災等に伴い県内に避難されてきた被災者の皆様からの様々な相談にワンストップで応じ、被災地に関する情報や、きめ細かな支援の提供などに取り組んでいます。

東日本大震災等　支援・情報ステーションの様子

【かながわ避難者見守り隊】

介護、就労、子育てなど様々な課題を抱える避難者に対して、専門的な立場から対応できる臨床心理士などの専門相談員を配置し、個別に助言やサポートを行っています。

Ⅱ　改正災害救助法に関する県の対応

１　災害救助に係る神奈川県資源配分計画の策定

平成31年４月の改正災害救助法の施行に向け、横浜市、川崎市、相模原市と連携し、政令市を有する道府県では初めて、「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」等を取りまとめた。

(1)　**策定日**　平成 30 年 12 月 27 日

(2)　**主な内容**

ア　資源配分の目安

県が実施した地震被害想定の避難者数に基づき、資源配分の目安を設定する。

イ　資源供給計画の策定等

発災時には、被害情報を整理し、県災害対策本部に派遣された救助実施市の職員等と、資源供給計画を策定する。

ウ　災害救助に係る連絡会議（仮称）の設置運営

平時から、救助実施市や関係団体で構成する連絡会議を設置し、連携体制の確認等を行う。

エ　救助実施市以外の市町村の支援

平時には、市町村への救助事務の委任に関する事前の取決めに定めた救助の着実な実施に向け、研修の充実等に努める。

災害発生時には、県と救助実施市が連携して、市町村を支援する体制を確保する。

オ　応急仮設住宅の供給に係る個別計画

建設型応急仮設住宅は、発災 1 ヵ月後までに供給可能な戸数を人口割合に応じて配分を行い、速やかに建設に着手する。その後は、市町村の避難所アンケート等を踏まえ、実態に沿った追加配分を行う。

２　改正災害救助法に基づく救助に関する覚書の締結

資源配分計画に基づく救助の実施や民間団体等との連携強化について、横浜市、川崎市及び相模原市（以下「市」という。）と覚書を締結した。

(1)　**締結日**　平成 30 年 12 月 27 日

(2)　内容

ア　神奈川県資源配分計画に基づく救助の実施

県及び市は、「神奈川県資源配分計画」に基づき、公平かつ迅速な救助、及び救助実施市以外の市町村への支援の円滑な実施に向け、平時及び災害時における体制整備に努める。

イ　民間との連携強化

市は、民間団体等との協定等の締結に努め、県の広域調整の下で救助を実施する連携体制を確保する。すでに協定を締結済みで、改定を行わない団体についても、県の広域調整の下で救助が実施されることについて周知し、認識を共有する。

３　政令市の救助実施市指定申請の動き

(1)　国への救助実施市指定申請

ア　横浜市

(ｱ)　申請日　　平成31年２月14日

(ｲ)　指定希望日　平成31年４月１日

イ　川崎市

(ｱ)　申請日　　平成31年２月25日

(ｲ)　指定希望日　平成31年４月１日

ウ　相模原市

(ｱ)　申請日　　平成31年２月22日

(ｲ)　指定希望日　平成31年４月１日

(2)　救助実施市指定申請に対する対応

今後、知事への意見聴取が行われた場合には、資源配分計画の内容が反映されたものであるか確認し、適切に対応していく。

Ⅲ　平成 30 年度の主な防災訓練の実施状況

前回の防災警察常任委員会（平成30年12月）以降に実施した主な防災訓練の実施状況は、次のとおりである。

1　神奈川県・県西地域10市町合同図上訓練（大規模地震対応図上訓練）

大規模地震発生時における、県と市町との連携強化等を図るため、県西地域の10市町と合同でロールプレイング方式による図上訓練を実施した。

(1)　実施日

平成31年１月30日(水)

(2)　場所

県庁第二分庁舎、県小田原合同庁舎、県足柄上合同庁舎、県西地域10市町庁舎等

(3)　主催者

県、県西地域10市町

(4)　訓練内容

真鶴町を震源とするマグニチュード 7.0 の地震が発生し、県西地域 10 市町全域が被災。発災から 12 時間経過した想定の下、県及び県西地域 10 市町がそれぞれの被害状況等を踏まえた災害応急対策の検討等を行った。

また、一部地域に道路寸断による孤立化が発生した想定で、航空機を所有する防災関係機関と連携した航空機の運用調整を行った。

(5)　参加機関等

ア　参加機関

19機関（警察、消防、海上保安庁、自衛隊、在日米軍、横浜地方気象台、県生活協同組合連合会）

イ　参加人数

334人

２　富士山火山防災訓練

富士山の噴火警戒レベルが５に引き上げられたことを想定した住民避難訓練や、火山に関する講演会等を実施した。

(1)　実施日

平成31年２月23日（土）

(2)　場所

生命の星・地球博物館ほか

(3)　主催者

県、小田原市

(4)　訓練内容

ア　地域住民による避難所への避難

小田原市内の各地区で、富士山の噴火警戒レベルが５に引き上げられたことを想定した避難訓練

イ　火山に関する講演会

温泉地学研究所研究員及び生命の星・地球博物館学芸員による富士山の噴火特性等の講演

ウ　特殊車両の展示や火山灰体験

訓練参加機関による特殊車両の展示及び火山灰体験コーナーの設置

エ　温泉地学研究所の見学

訓練参加者等が研究員の案内により、温泉地学研究所を見学

(5)　参加機関等

ア　参加機関

小田原市消防本部、小田原警察署、陸上自衛隊、（一社）湘南建設業協会、小田原市内 13 自治会

イ　参加人数

約 300 人

Ⅳ　指定地方公共機関の指定及び防災協定の締結等

１　指定地方公共機関

(1)　指定状況（平成 31 年２月現在）

県では、災害対策基本法に基づき、ライフラインや輸送等の分野で、防災と密接な関係がある公共的施設の管理者及び公共的事業を営む法人の 40 機関を指定地方公共機関に指定している。

(2)　平成 30 年度に指定した指定地方公共機関

機関名	指定日	防災と密接な関係がある事業
（公社） 神奈川県栄養士会	H30.4.3	○　災害時の避難所における栄養指導及び栄養補給物資の調達・分配
（一社） 神奈川県タクシー協会	H30.8.28	○　県内の輸送の安全及び業務の改善を図るための事業
（一社） 神奈川県バス協会	H30.11.30	○　県内の輸送の安全及び業務の改善を図るための事業

２　防災協定

(1)　締結状況（平成 31 年２月現在）

県では、災害対策基本法に基づき、災害応急対策又は災害復旧の分野で、延べ 1,265 団体と 541 の協定を締結している。

(2)　平成 30 年度に締結した主な防災協定の締結事業者

事業者名	締結日	協定の内容
損害保険ジャパン日本興亜㈱	H30.8.30	○　防災に関する普及啓発 ○　ドローンによる情報収集
ネッツトヨタ神奈川㈱	H30.9.6	○　徒歩帰宅者に対する水道水、休憩場所などの提供
ヤマト運輸㈱	H30.11.20	○　物資輸送協力 ○　物資拠点の運営協力
佐川急便㈱	H30.12.17	○　物資輸送協力 ○　物資拠点の運営協力
日本通運㈱	H31.2.1	○　物資輸送協力 ○　物資拠点の運営協力

３　今後の対応

指定地方公共機関の指定及び防災協定の締結を進めるとともに、関係機関・団体との訓練等を通じて、連携を強化する。

Ⅴ　被災地への任期付職員の派遣

東日本大震災から約８年が経過する中､被災地では引き続き懸命な復旧･復興事業が行われている。本県では、被災地の一刻も早い復旧・復興を支援するため、平成26年度から、被災地のニーズ等を踏まえ、全国で最大規模の任期付職員を派遣している。

１　派遣状況

土木、建築、電気、機械等の専門的な知識や経験を有する者を、神奈川県の任期付職員として採用し、３県（岩手、宮城、福島）とその県内の市町村に、127名を派遣している。

【派遣先別・分野別任期付職員派遣者数】　　（H31.2.1 現在）

分野／派遣先	一般事務	埋蔵文化財	総合土木	電気	建築	機械	保健福祉	合計
岩手県内	11 人	－	23 人	1 人	2 人	－	1 人	38 人
宮城県内	16 人	3 人	30 人	1 人	9 人	1 人	－	60 人
福島県内	2 人	－	22 人	1 人	2 人	2 人	－	29 人
合　　計	29 人	3 人	75 人	3 人	13 人	3 人	1 人	127 人

２　平成 31 年度の派遣

被災３県とその県内の市町村のニーズを把握したところ、５分野68名について不足が見込まれることから、平成31年度も新規に任期付職員を派遣することとして今年度募集を行い、現在選考手続中。

３　派遣職員のフォローアップ

○　派遣職員が帰庁する機会に相談等を行っている。

○　平成30年10月から11月にかけて、副知事、くらし安全防災局の幹部職員等が派遣先を訪問し、派遣職員から仕事の状況や現場の実態、本県の復興対策に有用な取組などを直接聞き取った。

○　平成30年12月に県庁で知事が派遣職員と意見交換を行ったほか、派遣職員同士が意見交換を行う場を設け、職務上の参考となる情報などを共有した。

Ⅵ　大規模イベント等を見据えた危機管理の取組

東京 2020 オリンピック競技大会など、大規模イベントの開催等を見据え、県では関係機関と連携して、危機管理体制の充実・強化に向けた取組を進めている。

1　国民保護共同実動訓練

東京 2020 オリンピック競技大会の競技会場及び周辺のソフトターゲットを狙ったテロ災害の発生を想定し、関係機関が連携して初動対応や被災者の救出、救護、搬送を行う。

(1)　実施日

平成 31 年３月９日(土)

(2)　主催者

神奈川県、国、横浜市、藤沢市

(3)　参加機関

内閣官房、消防庁、神奈川県、横浜市、藤沢市、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、医療機関　等

(4)　訓練の概要

訓練会場	事案の概要	訓練項目
［事案１］ 横浜港大さん橋国際客船ターミナル	航行中の大型客船内での爆発、不審な船の逃走	①避難誘導（初動対応・検知） ②不審な船を捕捉 ③救出・救助 ④応急救護 ⑤救急搬送（車両）
［事案２］ 横浜スタジアム	観客席での爆発	①避難誘導（初動対応・検知） ②救出・救助 ③現場医療救護 ④救急搬送（車両・航空機）
［事案３］ 横浜市営地下鉄湘南台駅	地下２階ホームで不審物散布	①避難誘導（初動対応・検知） ②救出・救助 ③除染 ④応急救護 ⑤救急搬送（車両）

２　危機管理体制強化に向けたネットワークの構築

(1)　目的

大規模イベント等における危機管理体制の強化に向けて、関係機関・団体との情報交換等を行うためのネットワークを構築する。

(2)　参加機関（予定）

県内市町村、県内消防本部、県警察、海上保安庁、自衛隊、イベント組織委員会　等

(3)　実施項目

ア　情報交換会

大規模イベント等における危機管理対応に向けた各関係機関の取組状況等について、情報交換を実施する。

イ　図上検討会

テロ災害等の危機事象が発生したことを想定した図上検討を実施する。

(4)　今後の予定

平成 31 年３月　第１回情報交換会の実施

Ⅶ　神奈川県消防広域化推進計画の改定

１　改定の趣旨

国は、消防力の維持・強化に有効な消防の広域化を更に推進するため、平成30年４月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を改正し、消防広域化の期限を2024年４月１日まで延長した。

今回の基本指針の改正と、これまでの県内の消防広域化の状況等を踏まえ、県は「神奈川県消防広域化推進計画」（以下「計画」という。）を改定する。

２　検討の経過

平成30年４月　国が基本指針を改正
平成30年12月　計画改定素案を防災警察常任委員会へ報告
　　計画改定素案について市町村から意見聴取

３　改定案の概要

(1)　主な改定事項

基本指針改正内容	計画改定内容
消防広域化重点地域の指定	
特定小規模消防本部（消防吏員数が50人以下の消防本部）や広域化を希望しているが広域化の組合せが決まっていない消防本部は、可能な限り指定する。	特定小規模消防本部である「大磯町」及び「二宮町」、広域化を検討している「茅ヶ崎市・寒川町」を消防広域化重点地域として指定する。
広域化対象市町村の組合せに関する基準	
概ね10年後までに広域化すべき組み合わせを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組み合わせを定める。また、必要に応じ実現可能性のある複数の組合せも定める。	すでに政令市を除く全市町村を広域化対象市町村に指定している。これに加え、ブロック外(政令市も含む)の広域化についても検討対象とする。

(2)　改定案

参考資料２「神奈川県消防広域化推進計画改定案」のとおり。

４　今後のスケジュール

平成 31 年３月　計画を改定、国へ報告

Ⅷ　第３期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の策定

１　策定の趣旨

県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、平成26年に平成30年度までを計画期間とする「第２期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第２期計画」という。）を策定し、犯罪被害者等への総合的な支援に取り組んでいる。

平成30年度で第２期計画の期間が満了することに伴い、県の施策の実施状況を検証した上で、更なる支援施策の充実に向けて、平成31年３月までに「第３期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第３期計画」という。）を策定する。

２　これまでの経過

平成 30 年６月～７月	支援・施策の実施状況を公表し、県民意見を募集 支援･施策の実施状況について関係機関に意見照会 犯罪被害者等支援に関する「e―かなネットアンケート」を実施
平成 30 年６月	防災警察常任委員会に第３期計画を策定する旨を報告
平成 30 年７月	神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を設置（以後５回開催）
平成 30 年９月	防災警察常任委員会に第３期計画の方向性を報告
平成 30 年 10 月～11 月	市町村犯罪被害者等支援主管課長会議を３地区で開催
平成 30 年 11 月	犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議を開催
平成 30 年 12 月	防災警察常任委員会に素案を報告
平成 30 年 12 月～平成 31 年１月	素案に対する県民意見募集手続の実施、市町村及び関係機関へ意見照会

３　素案に対する県民意見募集等の実施状況

(1)　**県民意見募集期間**　平成 30 年 12 月 20 日～平成 31 年１月 18 日

(2)　**意見提出方法**　フォームメール、郵送、ファクシミリ

(3)　**実施結果**　38 件（うち県民 25 件、市町村及び関係機関 13 件）

(4)　意見の概要

区　　分	件数
1　総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関する意見	10 件
○　サポートステーションの認知度が低いので、向上するようにしてほしい。 ○　市町村の規模に応じた予算や職員の必要数等についても、県がしっかりと後押しする必要がある。	
2　日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関する意見	13 件
○　再び平穏な生活を営むことができるようになるためのニーズの多くは、改定素案にもあるように、日常生活の支援である。この施策は、各市町村が所有する行政スキームで相当部分が対応可能だと思う。	
3　県民・事業者の理解の促進に関する意見	5 件
○　市町村内（自治会・町内会レベルでも）において、地域住民へも講演会などを開いて理解促進に努められたらよいと思う。	
4　被害者等を支える人材の育成に関する意見	3 件
○　地域でのサポート体制を確立するため、被害者支援の人材育成について、早期に取り組んでほしい。	
5　その他（全体にわたる意見等）	7 件
○　再び平穏な生活を営むことができるようになるため、途切れなく支援が受けられることの必要性を痛感している。改定素案において、基本目標１として取り上げられていることは、被害者等の方々にとって大変心強いと思う。	

(5)　意見に対する対応

反　映　区　分	件　数
A　計画に反映させたもの （意見の趣旨が既に盛り込まれているものを含む。）	17 件
B　今後の取組において参考にするもの	16 件
C　計画に反映できないもの	1 件
D　その他	4 件
計	38 件

４　第３期計画案の概要

(1)　充実・強化する取組

次の８つの取組を、充実・強化する取組として新たに位置付ける。

ア　性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化

○　女性以外の被害者に対する相談体制の構築

○　精神科医療との連携等

イ　かながわ犯罪被害者サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

○　市町村等と連携した広報の強化

○　ＳＮＳの活用等、効果的な広報の実施

ウ　市町村の取組支援と連携の推進

○　サポートステーション、県警察、市町村間による、個人情報に配慮した具体的な連携方法等についての検討会の設置

エ　生活支援の充実

○　市町村の取組との連携による充実の検討

オ　住居の確保への支援

○　市町村の住宅支援との連携

○　一時使用のための県営住宅の居室環境の整備

カ　犯罪被害者等理解促進講座の実施

○　市町村等と連携した講演会などの実施

キ　支援者・相談員等に対する研修等の実施

○　支援者・相談員、市町村職員、医療従事者等に向けた各種研修会の実施

ク　支援者・相談員等を支える取組の実施

○　相談員等に対するメンタルヘルスケアのための援助指導等の実施

(2)　第３期計画案

参考資料３　「第３期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画案」のとおり。

５　今後のスケジュール

平成31年３月　第３期計画を策定

素案に対する県民意見反映手続結果を公表